

資料4

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成三十年三月十九日

日本海・九州西広域漁業調整委員会

会長

名

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成三十年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

平成30年度以降の有明海ガザミ広域資源管理の取組について

有明海ガザミ広域資源管理方針概要新旧対照表

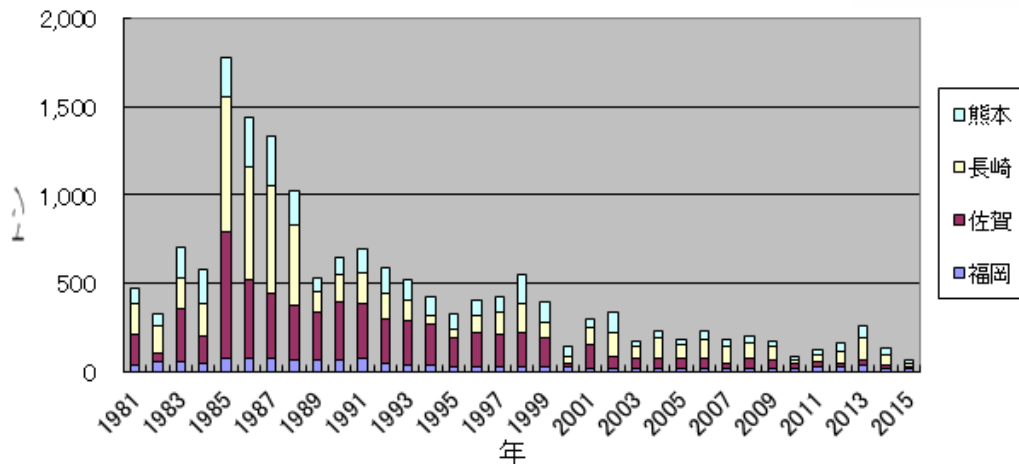
	現行	改正後															
1 対象漁業種類	刺網漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業	現行どおり															
2 対象海域	有明海	現行どおり															
3 目標	資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行う事により、資源の減少を抑制し、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。	資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ、軟甲(甲羅の軟らかい)ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行う事により、 資源の減少に歯止めをかけ 、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。															
4 広域資源管理のために講じる措置 (1)漁獲努力量削減 ①抱卵ガザミ(黒デコ)の保護	抱卵ガザミの再放流又は一時畜養により産卵機会を確保する。	現行どおり															
②小型魚の再放流	全甲幅長12cm以下	現行どおり															
③軟甲ガザミの再放流	新規	資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。															
④ (1)採捕禁止期間の設定	抱卵ガザミ保護のため、産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他すくい網によるガザミ採捕を禁止する。	現行どおり															
(2)資源培養措置	より一層の資源回復を図るため、関係県による積極的な種苗放流の実施。 関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。	現行どおり															
(3)漁場保全	有明海は、ガザミの重要な産卵場及び育成場であることから、生育場の環境改善、さらには漁場としての生産力回復のため、海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全に取組を行う。	現行どおり															
(4)その他	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退することがないよう努める。	上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区においては、引き続き資源管理の取組が後退することがないよう努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。 【上記措置以外の自主的取組措置】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>県名</th><th>措置</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県</td><td>休漁</td><td>6月～8月の土曜日休漁</td></tr> <tr> <td>佐賀県</td><td>休漁 サイズ</td><td>土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流</td></tr> <tr> <td>熊本県</td><td>休漁 サイズ</td><td>許可期間中60日以上休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長13cm以下の再放流(すくい網・一部地域)</td></tr> <tr> <td>長崎県</td><td>休漁 サイズ</td><td>有明海における小型機船底びき網漁業において ○5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ○11月1日から2月28日(又は29日)の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。 ○全甲幅長13cm以下の再放流</td></tr> </tbody> </table>	県名	措置	取組内容	福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁	佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流	熊本県	休漁 サイズ	許可期間中60日以上休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長13cm以下の再放流(すくい網・一部地域)	長崎県	休漁 サイズ	有明海における小型機船底びき網漁業において ○5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ○11月1日から2月28日(又は29日)の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。 ○全甲幅長13cm以下の再放流
県名	措置	取組内容															
福岡県	休漁	6月～8月の土曜日休漁															
佐賀県	休漁 サイズ	土曜日休漁 全甲幅長15cm以下の再放流															
熊本県	休漁 サイズ	許可期間中60日以上休漁(刺網・一部地域) 全甲幅長13cm以下の再放流(すくい網・一部地域)															
長崎県	休漁 サイズ	有明海における小型機船底びき網漁業において ○5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第2及び第4土曜日の翌日15時から24時間 ○11月1日から2月28日(又は29日)の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。 ○全甲幅長13cm以下の再放流															
5 実施期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～平成33年3月31日															

有明海ガザミ広域資源管理方針の概要

(平成30年4月1日～平成33年3月31日、必要に応じて見直し)

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・農林水産統計によるとガザミ類の漁獲量は、昭和60年の1,781トンピークに減少し、平成27年には過去最低の66トン。
- ・平成18年～平成27年は160トン前後で推移。
- ・漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。



4県(有明海)のガザミ類漁獲量の推移

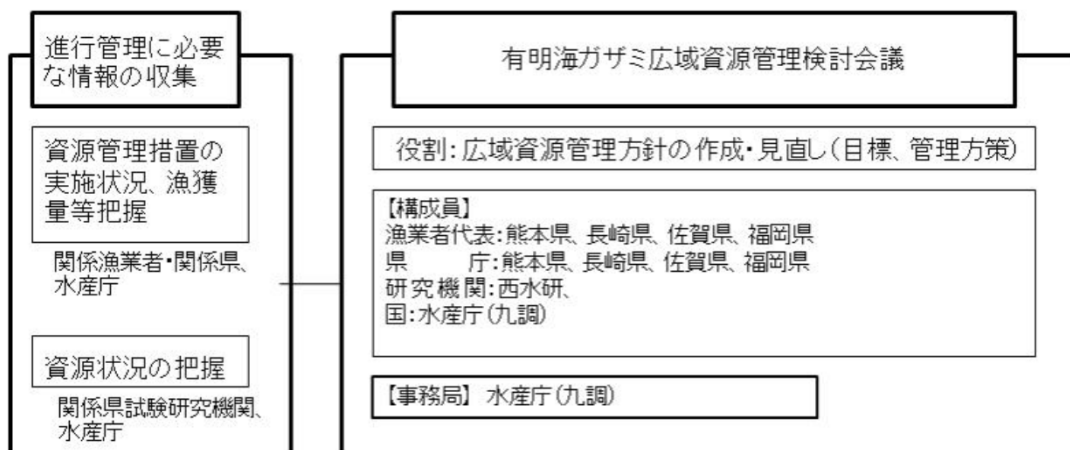
広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3. 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業: 刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等)

○漁獲努力量の削減措置

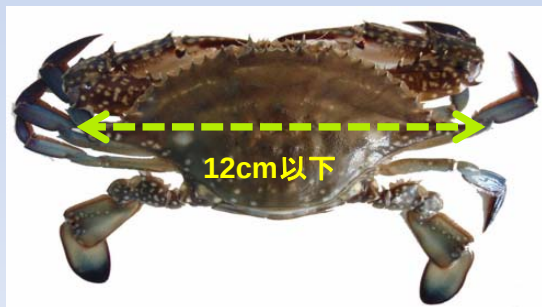
①放卵ガザミ(黒デコ)の保護

- ・抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保。



②小型ガザミの再放流

- ・全甲幅長12cm以下の小型ガザミ再放流。

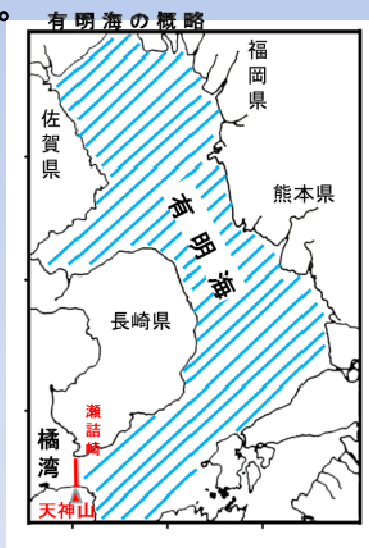


③軟甲ガザミの再放流(新規)

- ・資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④採捕禁止期間の設定

- ・産卵期間(6月～8月)のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止。



実効性を担保



広域漁業調整委員会指示

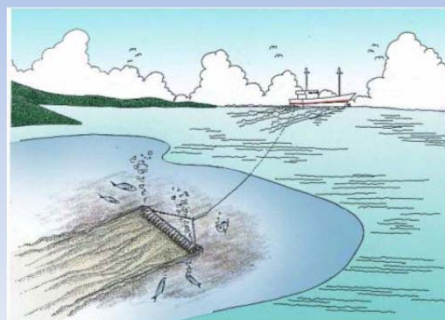
○資源の積極的培養措置

- ・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。



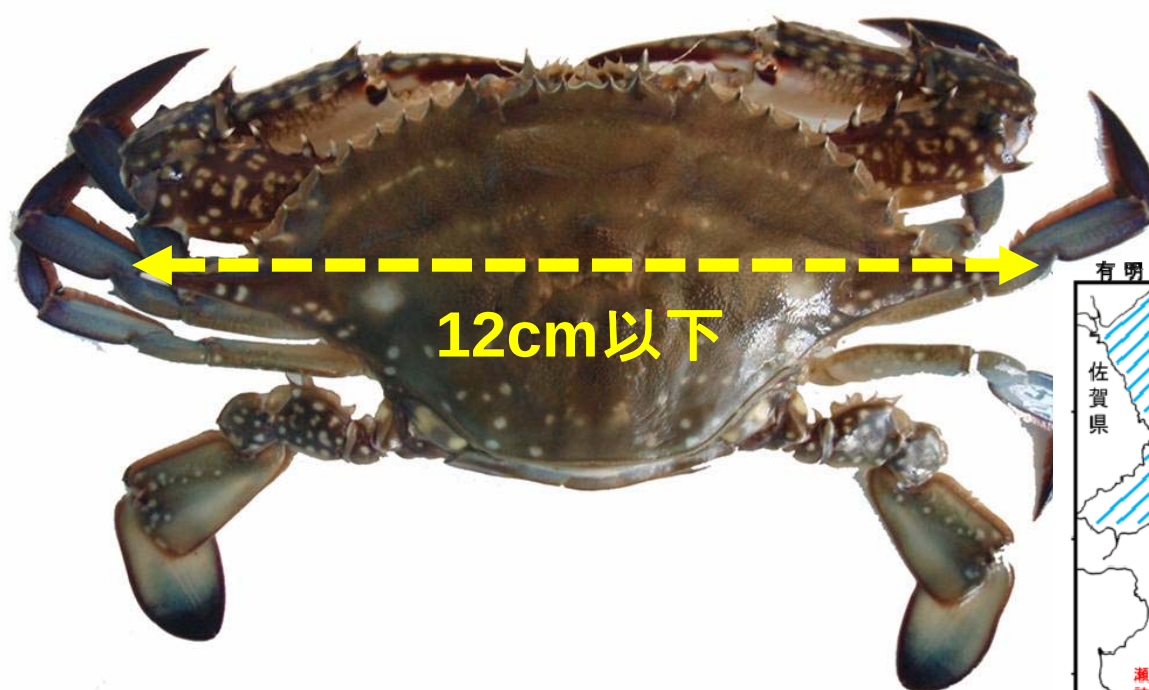
○漁場環境保全措置

- ・海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。



ガザミを採捕される皆様へ

ガザミの採捕禁止 (6/1~6/15)



有明海では、6月1日~6月15日の間、**漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!**

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による公的規制です。

※周年、全甲幅長12cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先: TEL092-273-2004)

ガザミを採捕される皆様へ

ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

有明海のガザミ資源は減少傾向

ガザミ資源回復の取組を実施中

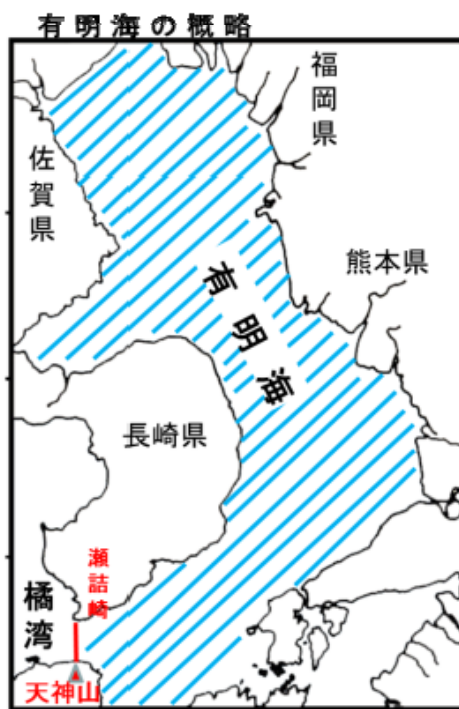
有明海ガザミ広域資源管理方針に基づき、
資源回復のための取組として

- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護(再放流・一時蓄養)
- ②小型ガザミの再放流(全甲幅長12cm以下)
- ③軟甲ガザミの再放流に努める
- ④たも網その他のすくい網による採捕禁止(6/1 ~ 6/15) *
- ⑤種苗放流

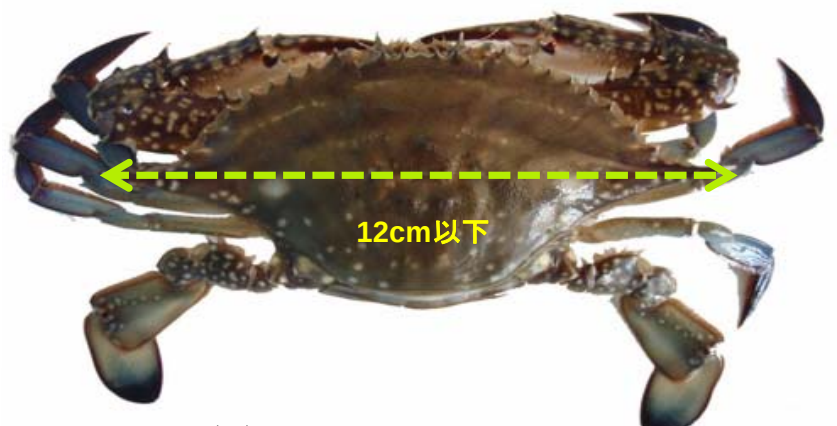
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止

などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵(黒い卵)を持つ雌ガザミのこと。



抱卵ガザミ(黒デコ)の保護



小型ガザミの再放流(全甲幅長12cm以下)

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先: TEL092-273-2004)

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

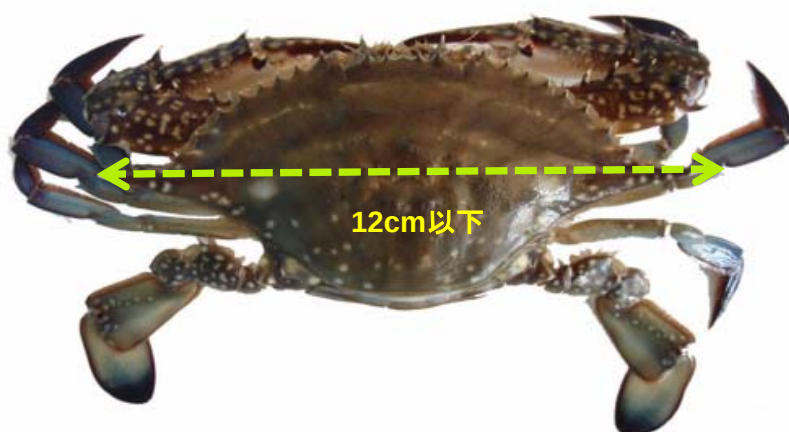
- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長12cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1 ～ 6/15）*
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④軟甲ガザミの再放流に努める
- ⑤種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。

資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。



甲羅の長さが12cm以下の小型ガザミは再放流しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先：TEL092-273-2004)

有明海ガザミ広域資源管理方針

平成30年1月15日

有明海ガザミ広域資源管理方針

平成30年1月15日作成

1 はじめに

有明海（注）に広域に分布回遊するガザミの資源を回復させるために、平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）の間、資源回復計画（平成20年度～平成23年度）や広域資源管理方針（平成24年度～平成29年度）に基づく取組（抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流、採捕禁止期間の設定等）を関係漁業者、関係県、研究機関及び水産庁間において連携・協力して実施してきたところである。しかしながら、依然として資源状況は低位水準であり、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっていることから、今回、平成30年度（2018年度）以降の有明海ガザミ広域資源管理方針を作成する。

注：『有明海』とは、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第2条で定義する海面をいう。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

（1）資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

ガザミは、波の穏やかな内湾の水深30mほどまでの砂泥域に生息し、夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性は海藻なども食べるが、肉食性が強く、小魚、ゴカイ、貝類など、いろいろな小動物を捕食する。寿命は、雄で1年半、雌で3年と推定されている。

主な産卵場所は、有明海湾央・湾口部、湾外（橘湾）であると推定され、産卵時期は5～10月（盛期は6～8月）で、年3回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は2～3週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期（約1mm）からメガロパ幼生期（約2～3mm）の通常2～4週間の浮遊期間を経て稚ガニ（約4～5mm）に変態する。干潟域に着底した稚ガニは5cm程度までに成長すると干潟から離れ、水深5m位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。

「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長15cm前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わるのは翌年である。

② 資源水準の現状と漁獲量の推移

ガザミは、市場（漁協）を通さない自主流通があること等から、詳細な漁獲・流通実態の把握は十分ではない面があるが、有明海のガザミの漁獲量は年変動が激しいものの、農林水産統計年報によると漁獲量は、昭和50年（1975年）以降増減を繰り返しながら、昭和60年（1985年）には最高の1,781トンとなり、その後徐々に減少し、平成12年（2000年）には過去最低の142トンとなった。平成14年（2002年）には338トンまで回復したものの、平成17年（2005年）から平成26年（2014年）は170トン前後で推移している。

漁獲量（農林水産統計年報）及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位であると考えられる。

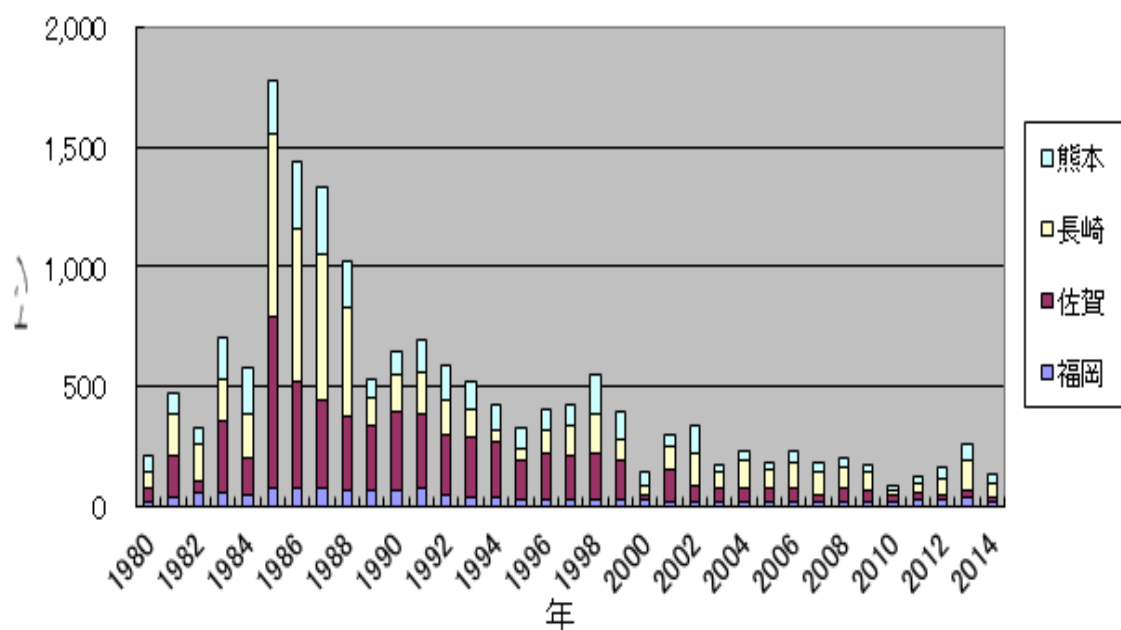


図1 4県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移 農林水産統計年報より作成

（２）広域資源管理の必要性

有明海に広域に分布回遊するガザミ資源は、これまで資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

そのため、平成30年度(2018年度)以降も、引き続き関係漁業者、関係県及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

（１）関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

有明海におけるガザミは、刺網漁業（注1）を主体に、かご漁業（注2）、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等によって漁獲されている。

表1 県別・漁業種類別隻数の推移（有明海）

県名	漁業種類	管理区分	隻数			
			2013年	2014年	2015年	2016年
福岡県	固定式さし網漁業	知事許可漁業	178	374	418	398
	かご漁業	共同漁業権漁業	13	13	13	13
佐賀県	固定式刺網漁業	知事許可漁業	609	664	676	708
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	11	12	9	8
長崎県	かにかご漁業	共同漁業権漁業	340	340	340	340
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	310	310	310	310
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	31	31	31	31

	たもすくい網漁業	自由漁業	93	87	81	69
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	115	117	116	107
(注3)	かご漁業	知事許可漁業	35	37	37	33
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	不明	不明

各県からの報告による

注1：刺網漁業とは、表1の福岡県の固定式さし網漁業、佐賀県の固定式刺網漁業、長崎県のかにさし網漁業及び熊本県の固定式刺し網漁業の総称である。

注2：かご漁業とは、表1の福岡県及び熊本県のかご漁業並びに佐賀県のかにかご漁業である。

注3：熊本県については、海区ごとの漁業種類別の統計がないため、按分により算出した。

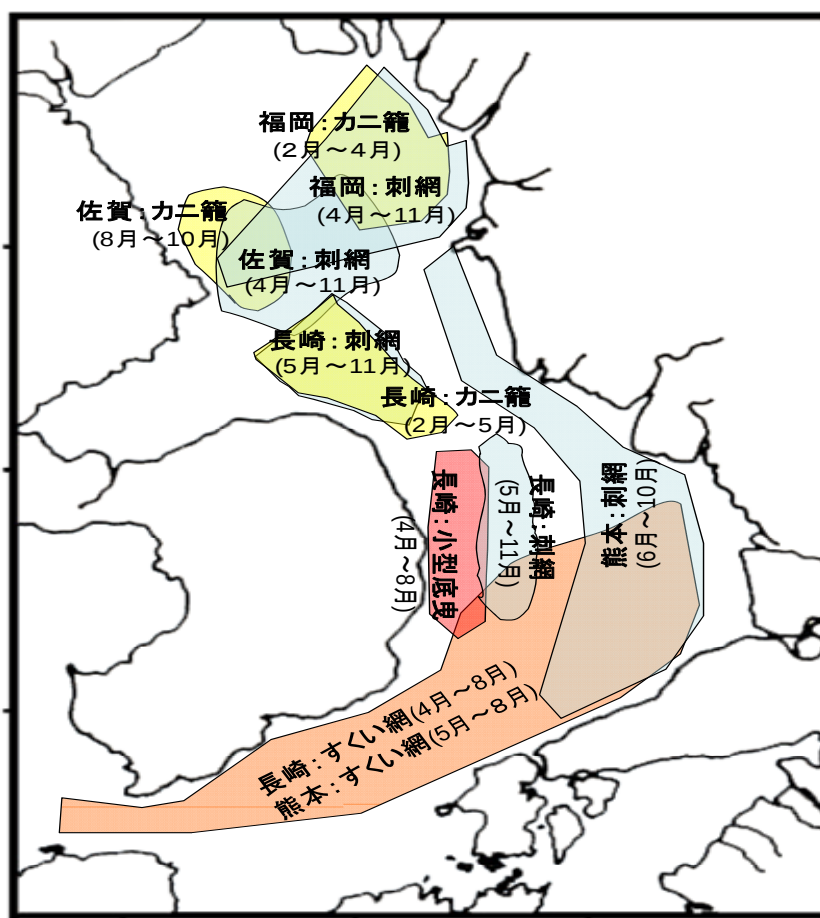


図2 漁業者聞き取りによるガザミの漁法別漁場分布図及び主漁期

② 漁業形態及び経営の現状

有明海におけるガザミを漁獲対象としている漁業は、家族経営体で営まれる刺し網漁業、かご漁業等（表1参照）であるが、そのほとんどは3～5トンの漁船に2人（夫婦が多い）が乗り込んで操業する形態の漁業である。

漁業操業の形態は、ガザミのみを漁獲する、いわゆる専業者は少なく、潜水器漁業、タコ漁業、その他の刺網、ノリ養殖等各種漁業との兼業による漁家経営が行われているが、ノリ養殖以外の漁業も水揚げが不安定な状況であり、漁業経営は非常に厳しい状況にある。

③ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「活き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約7割が県内消費であり、残りの2～3割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの価格は甲羅の触診により評価・区別される個体形質によって異なっている。すなわち甲羅が硬い順に「硬(カタ)」、「寸(チョイ)」、「ヤワ(ヤワラ)」であり、硬いものほど単価が高い。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど単価が高い傾向が見られる。販売方法では4割以上が1尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場に高く、雌は冬場に高い。佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

有明海のガザミを漁獲対象とした刺網漁業、かご漁業、小底漁業は知事許可漁業及び共同漁業権漁業として管理されているが、長崎県と熊本県で行われているたも網その他のすくい網による採捕はいわゆる自由漁業である。また、過去には資源回復計画に基づき抱卵ガザミの保護及び小型ガザミの再放流の取組が行われてきたが、平成23年以降は、抱卵ガザミの保護のため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づくたも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止措置が講じられてきている。

② 遊漁の規制

遊漁によるたも網その他のすくい網によるガザミの採捕についても、上記①の広域漁業調整委員会指示に基づく採捕禁止措置の対象となっている。

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている。

表2 ガザミ種苗放流実績（有明海）

単位：千尾

県名	2012	2013	2014	2015	2016
福岡県	856	1,017	701	399	1,008
佐賀県	2,686	1,990	1,866	981	449
長崎県	610	700	659	481	683
熊本県	696	710	702	728	799

合 計	4, 8 4 8	4, 4 1 7	3, 9 2 8	2, 5 8 9	2, 9 3 9
-----	----------	----------	----------	----------	----------

注：放流時期は 6～9 月

出典：各県からの聞き取り

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっていることから、生育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等が実施されている。

4 広域資源管理方針の目標

資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ、軟甲（甲羅の軟らかい）ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行うことにより、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

ガザミを採捕する関係者においては、次の漁獲努力量の削減措置等を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

（１）漁獲努力量の削減措置

① 抱卵ガザミの保護

抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保する。

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長 12 cm 以下のガザミは直ちに再放流することとする。

③ 軟甲ガザミの再放流

資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④ 採捕禁止期間の設定

抱卵ガザミ保護のため、産卵期間（6 月～8 月）のうち 15 日間は、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止する。

（２）資源の積極的培養措置

より一層の資源の回復を図るため、関係県による積極的な種苗放流を実施するとともに、関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

（３）漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっており、成育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

(4) その他

上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。

【上記措置以外の自主的取組措置】

県名	措 置	取 組 内 容
福岡県	休漁日	6月～8月の土曜日休漁
佐賀県	休漁日	毎週土曜日休漁
	サイズ	全甲幅長 15 cm以下再放流
熊本県	休漁日	許可期間中 60 日以上の休漁（刺し網・一部地域）
	サイズ	全甲幅長 13 cm以下の再放流（すくい網、刺し網・一部地域）
長崎県	休漁日 サイズ	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日 15時から24時間と第2 及び第4土曜日の翌日 15時から24時間 ●11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日 15時から 24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。 全甲幅長 13 cm以下の再放流

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本方針に基づく有明海におけるガザミ採捕禁止期間の設定については、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により、その実効性を担保することとする。

7 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

広域資源管理方針の実施に伴う休漁等による漁業経営に与える影響を緩和するための支援措置として、資源管理・漁業経営安定対策制度の活用を図る。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

国及び県は、5の(2)に掲げる措置を積極的に推進する。

(3) 漁場環境の保全に対する支援措置

国及び県は、5の(3)に掲げる措置を積極的に推進する。

8 広域資源管理の実施に伴う進行管理

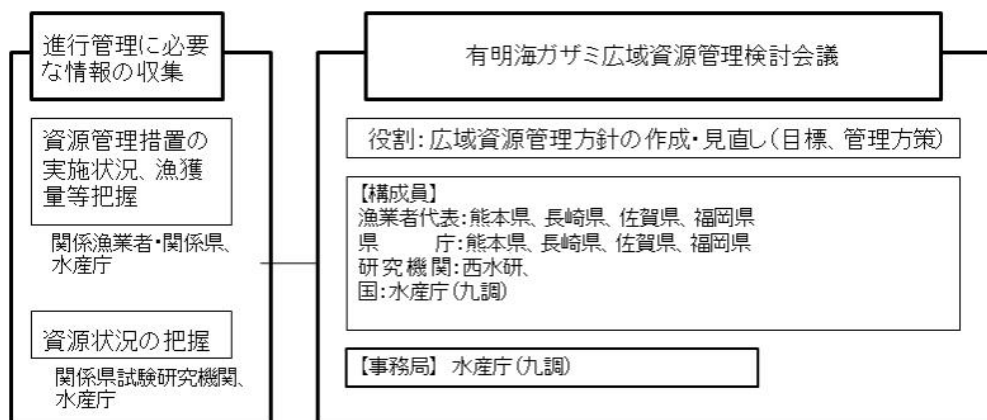
(1) ガザミ広域資源管理検討会議の設置

- ① 本会議は、有明海に広域に分布回遊する有明海ガザミの広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係漁協等を構成員として、資源水準、漁業経営等を踏まえた「有明海ガザミ広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的とした「有明海ガザミ広域資源管理検討会議」を設置する。
- ② 構成員は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び関係県漁業者代表、水産研究・教育機構西海区水産研究所、九州漁業調整事務所とする。
- ③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。
- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

- ① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



9 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針作成・見直しについては、日本海・九州西広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 有明海ガザミ広域資源管理方針の実施期間は、平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日から平成 33 年(2021 年) 3 月 31 日までとし、必要に応じて、見直しを行う。
- (3) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県の資源管理指針に反映させる。